

# 茨城県報

号外第 5 0 号

平成 2 年 3 月 29 日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

●道路の区域変更 (5 件) (道路維持課) .....	1	ページ
●道路の供用開始 (10 件) ( " ) .....	5	

## 告 示

### 茨城県告示第 422 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成 2 年 3 月 29 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 2 年 3 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水沼磯原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市華川町中妻字高浜 387 番地先から	旧	メートル 最大 16.7	メートル 1,335.8	
		最小 6.7		
北茨城市磯原町豊田字一本杉 896 番 1 地先まで	新	最大 16.7	1,335.8	バイパス新設による 区域変更
		最小 6.7		
		最大 36.5	1,602.0	
		最小 12.0		

## 茨城県告示第423号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成2年3月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成2年3月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 前橋古河線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
古河市錦町7番3地先県界から 古河市大字鴻ノ巣字虚空蔵道東 446番1まで	旧	メートル 最大 24.1 最小 10.8	メートル 2,043.5	
古河市錦町7番3地先県界から 古河市大字鴻ノ巣字虚空蔵道東 446番1まで 古河市大字古河字城郭外 7473番地先県界から 古河市大字鴻ノ巣字虚空蔵道東 446番1まで	新	最大 24.1 最小 10.8 最大 73.0 最小 11.5	2,043.5 1,217.0	新三国橋架橋による 区域変更

## 茨城県告示第424号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成2年3月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成2年3月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 岩土 井浦 線	つくば市大字上郷字浅見 6934-4番地先から	旧	メートル 最大 10.8 最小 9.4	メートル 180.0	交通安全施設工 事による区域変 更
	つくば市大字上郷字浅見 6924-1番地先まで	新	最大 12.0 最小 11.0	180.0	
県道 八土 郷浦 線	新治郡千代田村大字中佐谷字谷内下 413-1番地先から	旧	最大 19.3 最小 9.0	400.0	現道拡幅による 区域変更
	新治郡千代田村大字中佐谷字谷内 273-1番地先まで	新	最大 29.5 最小 14.0	400.0	

県道藤沢豊里線	つくば市大字沼崎字東原 3849-1 番地先から	旧	最大 8.0 最小 7.0	780.0	現道拡幅による 区域変更
	つくば市大字沼崎字大道南 2718-1 番地先まで	新	最大 20.0 最小 10.0	780.0	
県道西小埜石岡線	新治郡八郷町大字柴間字上ノ町 424-1 番地先から	旧	最大 9.5 最小 7.0	465.0	同 上
	新治郡八郷町大字柴間字谷原 364-1 番地先まで	新	最大 15.5 最小 12.5	465.0	
県道西小埜石岡線	新治郡八郷町大字宮ヶ崎字向 778 番地先から	旧	最大 7.0 最小 4.0	1,330.0	同 上
	新治郡八郷町大字山崎字八郎 3056-1 番地先まで	新	最大 18.5 最小 11.0	1,330.0	
県道谷田部小張線	つくば市大字飯田字飯田 105-1 番地先から	旧	最大 12.7 最小 6.0	1,207.0	同 上
	筑波郡伊奈町大字高岡字畦橋 12-2 番地先まで	新	最大 18.8 最小 11.8	1,207.0	
県道戸崎上稲吉線	新治郡千代田村大字下稲吉字逆西 3406-1 番地先から	旧	最大 6.0 最小 4.5	470.0	同 上
	新治郡千代田村大字下稲吉字逆西 3368-3 番地先まで	新	最大 13.0 最小 9.0	470.0	
一般国道 355号	石岡市香丸町字木之地ノ甲 708-1 番地先から	旧	最大 16.5 最小 10.3	334.0	同 上
	石岡市香丸町字青木 841-1 番地先まで	新	最大 19.0 最小 12.6	334.0	
一般国道 355号	東茨城郡美野里町大字羽鳥 字上ノ堰256-4 番地先から	旧	最大 10.5 最小 6.4	1,601.0	同 上
	新治郡八郷町大字東成井字山王脇 558-2 番地先まで	新	最大 15.6 最小 10.0	1,601.0	



## 茨城県告示第425号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成2年3月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成2年3月29日

茨城県知事 竹内藤男

路線名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 塙 大津 港線	北茨城市大津北町3355番4地先から	旧	最大 <sup>メートル</sup> 22.0 最小 10.0	メートル 395.0	現道拡幅による 区域変更
	北茨城市大津北町2682番地先まで	新	最大 27.0 最小 16.0	395.0	
県道 水沼 磯原線	北茨城市華川町小豆畑字前小豆畑 1921番1地先から	旧	最大 10.9 最小 5.2	1,138.0	同 上
	北茨城市華川町小豆畑字産子沢 1106番4地先まで	新	最大 34.0 最小 11.0	1,120.0	

## 茨城県告示第426号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成2年3月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成2年3月29日

茨城県知事 竹内藤男

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡玉造町大字手賀字竹之塙 1095番1地先から	旧	<sup>メートル</sup> 最大 10.2 最小 9.4	<sup>メートル</sup> 65.0	
行方郡玉造町大字手賀字引地 1224番1地先まで	新	最大 11.0 最小 10.6	65.0	交通安全施設工事による区域変更

**茨城県告示第 427 号**

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 2 年 3 月 29 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 2 年 3 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道 1 2 5 号
- 2 供用開始の区間 土浦市大字殿里字赤池 1124 番 1 地先から  
土浦市大字常名字添畑 4234 番 22 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 3 月 30 日

**茨城県告示第 428 号**

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 2 年 3 月 29 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 2 年 3 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 千葉竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市大字馴馬字上米余郷 490 番から  
竜ヶ崎市大字馴馬町 3 区 668 番まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 3 月 29 日

**茨城県告示第 429 号**

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 2 年 3 月 29 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 2 年 3 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 稲田友部線
- 2 供用開始の区間 笠間市大字上加賀田字北原 182 番 2 から  
笠間市大字上加賀田字川向 78 番まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 3 月 30 日

## 茨城県告示第 430 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成2年3月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 2 年 3 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道 349号
- 2 供用開始の区間 那珂郡那珂町大字横堀字譲葉2037番6から  
那珂郡那珂町大字額田北郷字愛宕下1553番1まで
- 3 供用開始の期日 平成2年4月1日

## 茨城県告示第 431 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成2年3月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 2 年 3 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 間
県道 土浦岩井線	つくば市大字上野字浅見6934-4番地先から つくば市大字上郷字浅見6924-1番地先まで	平成2年3月29日
県道 土浦八郷線	新治郡千代田村大字中佐谷字谷内下413-1番地先から 新治郡千代田村大字中佐谷字谷内273-1番地先まで	同 上
県道 藤沢豊里線	つくば市大字沼崎字東原3849-1番地先から つくば市大字沼崎字大道南2718-1番地先まで	同 上
県道 西小埜石岡線	新治郡八郷町大字柴間字上ノ町424-1番地先から 新治郡八郷町大字柴間字谷原364-1番地先まで	同 上
県道 土浦八郷線	新治郡千代田村大字五反田字前久保244-6番地先から 新治郡千代田村大字中志筑字坂口2372-1番地先まで	同 上
県道 石岡常北線	石岡市行里川13210-1番地先から 石岡市行里川484-1番地先まで	同 上

**茨城県告示第 432 号**

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 2 年 3 月 29 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 2 年 3 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 高 萩 塙 線	高萩市大字若栗字田尻 219-2 番地先から 高萩市大字若栗字割石 405-1 番地先まで	平成 2 年 3 月 29 日
県道 上君田大能線	高萩市大字上君田字君田 699 番 1 地先まで 高萩市大字上君田字田中 540 番 1 地先まで 高萩市大字上君田字山口 156 番地先から 高萩市大字上君田字山口 92 番 1 地先まで	同 上

**茨城県告示第 433 号**

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 2 年 3 月 29 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 2 年 3 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 真岡協和明野線
- 2 供用開始の区間 真壁郡協和町大字小栗字下今泉 5458 番 1 地先から  
真壁郡協和町大字井出蛭沢字東原 511 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 3 月 30 日

**茨城県告示第 434 号**

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 2 年 3 月 29 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 2 年 3 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 伏木岩井線
- 2 供用開始の区間 岩井市大字長須字羽金 4635 番から  
岩井市大字長須字鶴戸沼 10834 番まで

3 供用開始の期日 平成 2 年 4 月 1 日

茨城県告示第 435 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 2 年 3 月 29 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 2 年 3 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 常陸太田多賀線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市岡田町 2075 番地先から  
常陸太田市岡田町 2070 番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 3 月 29 日

茨城県告示第 436 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 2 年 3 月 29 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 2 年 3 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 筑波益子線
- 2 供用開始の区間 真壁郡大和村大字本木字鋸田 869 番 2 地先から  
西茨城郡岩瀬町大字鋸田字仲原 528 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 3 月 29 日

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）  
休日の場合は繰下発行）（金 2, 3 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)